平成２１年（フ）第１１４号
長野県飯田市白山町３丁目東８番地８
破産者　水野　惛一
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第１１６号
長野県飯田市白山町３丁目東８番地８
破産者　水野　利子
1　決定年月日　平成22年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第９３５号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第７地割133番地１
破産者　長田　三男
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９８号
盛岡市本宮字水門26番地８
破産者　佐藤　素子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９５号
茨城県笠間市福原493番地７
破産者　大久保和三
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６号
埼玉県入間市大字下藤沢1110番地１　レーベンハイム407
破産者　荒井由利子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７８号
埼玉県川越市大字今福461番地２　田園ハイツ４―201号室、開始決定時の住所埼玉県川越市砂新田３丁目１番地27
破産者　荒井　　治
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７９号
埼玉県川越市大字今福461番地２　田園ハイツ４―201号室、開始決定時の住所埼玉県川越市砂新田３丁目１番地27
破産者　荒井　和子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８２号
埼玉県ふじみ野市富士見台13番15号　レオパレスヴェルドミール201
破産者　森山　誠次
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７２９号
横浜市港北区菊名６丁目19番25号　岩田ビル102
破産者　町田　洋子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７９号
大阪府大阪市淀川区十三東５丁目２番10号　杉野マンション201号
破産者　柴田　直則
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
長野県上田市上田原474番地８　コーポ杉Ｂ号
破産者　小福田由美子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２６号
長野県佐久市臼田646番地１
破産者　黒澤　忠孝
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３５３４号
名古屋市北区下飯田町４丁目71番地　中山ハイツ203号
破産者　杉山みつ子
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８６号
神戸市長田区大塚町１丁目７番20号　ワコーレ大塚101号
破産者　瀬津　恵世
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８３号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地市営竜が台住宅11―209号、従前の住所兵庫県明石市藤江1496番地の３
破産者　大黒　唯史
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―401号、開始決定時の住所神戸市須磨区横尾７丁目１番地の１　83号棟501号
破産者　田中　　渉
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２９号
神戸市垂水区宮本町１番24号　青木方
破産者　稲畑　和孝
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部